

一般社団法人日本頭蓋健診治療研究会

定 款

一般社団法人日本頭蓋健診治療研究会定款

第1章 総 則

第1条（名称）

当法人は、一般社団法人日本頭蓋健診治療研究会と称し、英文で Japan Cranial Medical Examination and Treatment Society と表示する。

第2条（目的）

当法人は、頭蓋健診と治療に関する会員相互ならびに内外の関連学術団体との研究連絡、知識の交換、提携の場となることを通して頭蓋健診と治療の進歩普及に貢献するための事業を行い、学術文化の発展と頭蓋健診と治療の向上に資することで、国民の健康と福祉に寄与することを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の研究発表会、学術講演会等の開催
- (2) 機関誌、論文図書等の刊行
- (3) 内外の関係学術団体との連絡及び提携
- (4) 頭蓋健診と治療に関する研究及び調査
- (5) 頭蓋健診と治療の専門医育成
- (6) 研究の奨励と優秀な業績の表彰
- (7) 生涯学習活動の推進
- (8) 頭蓋健診と治療に関する情報や指針の提供
- (9) 国民に対する頭蓋健診と治療の情報提供と啓発
- (10) 医療政策に関する建議
- (11) その他前各号の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3条（主たる事務所の所在地）

当法人は、主たる事務所を大阪府に置く。

第4条（機関）

当法人は、社員総会及び理事のほか、次の機関を置く。

- (1) 理事会
- (2) 監事

第5条（公告方法）

当法人の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第2章 社 員

第6条（法人の構成員）

当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定により当法人の社員となつた者をもつて構成する。

第7条（社員の資格の取得）

当法人の社員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

第8条（任意退社）

社員は、退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

第9条（除名）

社員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第10条（社員資格の喪失）

前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第3章 会 員

第11条（会員）

当法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、会費を納める個人。
- (2) 名誉会員 専門の学術又はこの会の設立と発展に特に功労のあつた者のうち から、理事会で推薦され社員総会で承認された個人。
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、会費を納める団体又は団体に所属する個人。

第12条（会員の資格の取得）

当法人の会員になろうとする者は、当該年度の会費を添えて所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 会費の額は、理事会で決定する。
3. 会員は、当法人が主催する学術講演会に参加することができる。また、機関誌を発行する

際は、機関誌の配布を受け、投稿することができる。

第13条（任意退会）

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、会費未納がある時はこれを全納しなければならない。

2. 退会の申し出がなければ、次年度も会員の地位は継続する。

第14条（除名又は懲戒）

会員が次のいずれかに該当する場合には、理事会の決議によって、当該会員を除名又は懲戒することができる。ただし、除名する場合は、理事会の決議に加え、社員総会において全社員の 3 分の 2 以上の決議がなければならない。また、その会員に対し、社員総会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 日本国の法律又は本定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反し、その他会員としての品位を損なう行為があったとき。
 - (3) その他除名又は懲戒すべき正当な事由があるとき。
2. 前項の会員の懲戒は、次の 2 種とする。
 - (1) 3 年以内の当法人での活動停止
 - (2) 厳重注意

第15条（資格の喪失）

前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡したとき。

第4章 社員総会

第16条（構成）

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第17条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

第18条（開催）

当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内にこれを開催し、臨時

社員総会は、必要があるときに随時これを開催する。

第19条（招集権者及び議長）

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集し、議長となる。

2. 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第20条（議決権）

社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第21条（決議）

社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第5章 役員

第22条（役員）

当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以内
 - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を代表理事とする。

第23条（役員を選任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定される。
3. 理事長は、理事の中から副理事長を2名指名することができる。理事長に事故ある時は副理事長が理事長を代行する。
4. 第2項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

第24条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を執行する。

第25条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第26条（役員任期）

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の締結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の締結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第27条（役員解任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第28条（報酬等）

理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従い算出した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

第29条（権限）

理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

第30条（理事会の招集権者及び議長）

理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集し、議長となる。

2. 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の理事が理事会を招集し、議長となる。

第31条（理事会の招集通知）

理事会の招集通知は、会日の 3 日前までに各理事及び各監事に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

第32条（理事会の決議の省略）

当法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

第33条（理事会議事録）

理事会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席理事及び出席監事が記名押印又は電子署名する。

第7章 資産及び会計

第34条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第35条（事業報告及び決算）

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出しなければならない。なお、貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

第8章 附 則

第36条（設立時の社員）

当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりとする。

東京都台東区東上野1丁目24番11-1003号
クレストフォルム上野イーストコート
楠田 聡

東京都中野区江原町1丁目6番8号

藍原康雄

第37条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

第38条（設立時役員等）

当法人の設立時代表理事、設立時理事及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時代表理事	楠田 聡
設立時理事	楠田 聡
設立時理事	藍原康雄
設立時理事	尾花和子
設立時理事	五味 玲
設立時理事	佐野博之
設立時理事	田中一郎
設立時理事	西井 康
設立時理事	細野茂春
設立時理事	湊 通嘉
設立時理事	江藤宏美
設立時監事	草川 功

第39条（成立時の主たる事務所所在場所）

当法人の成立時の主たる事務所は、東京都中央区東日本橋二丁目24番12号とする。

第40条（主たる事務所の移転に関する事項の決議機関）

当法人は、主たる事務所の移転に関する事項の一切を社員総会で決定することができる。

以上

令和5年4月1日

以上、当法人の定款の原本と相違ない。

大阪市淀川区宮原三丁目4番30号
ニッセイ新大阪ビル16Fメディアカ出版内

一般社団法人 日本頭蓋健診治療研究会

代表理事 楠田 聡